

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【大目標】</p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>【中目標】</p> <p>森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>【政策分野】</p> <p>林業の持続的かつ健全な発展</p>																								
	政策の達成目標	<p>本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。（出典：平成27年11月林政審議会資料「林業構造の展望について」）</p> <p>[10年後（平成32年）の労働生産性]</p> <p>主伐 11～13m³/人日以上</p> <p>間伐 8～10m³/人日以上</p>																								
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年3月31日（2年間）																								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																								
	政策目標の達成状況	<p>林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7m³/人日程度、間伐で4m³/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置等を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近づけていくことが可能である。</p>																								
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>適用人数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、農林漁業者全体が適用実態調査の対象となっており、林業者全体の適用者数を把握することが困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に行ったところである。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="8" style="text-align: right;">(件数)</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30 (推定)</th> <th>H31 (推定)</th> <th>H32 (推定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適 用 法人数</td> <td>73</td> <td>60</td> <td>56</td> <td>65</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成30年度推定については、直近3カ年（平成27～29年度）実績の平均値を推定値として記載している。</p> <p>※ 平成31～32年度推定値については、平成30年度推定値と同じ値を記載している。</p> <p>※ 出典：「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」（林野庁林政部経営課）</p> <p>※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難であるため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。</p> <p>※ ITを活用した投資について抽出して適用件数を表記することは困難であるため、全体数としたところである。</p> <p>全国の森林組合等が適用対象者であることから、一部の地域や森林組合等適用者に偏りは無い。</p>	(件数)								年 度	H26	H27	H28	H29	H30 (推定)	H31 (推定)	H32 (推定)	適 用 法人数	73	60	56	65	60	60	60
	(件数)																									
年 度	H26	H27	H28	H29	H30 (推定)	H31 (推定)	H32 (推定)																			
適 用 法人数	73	60	56	65	60	60	60																			
	ページ	25 — 2																								

要望の措置の
効果見込み
(手段としての有効性)

本措置により、素材生産の低コスト化、効率化が図られることから、木材販売収入の増加が見込まれる。このため、本措置による効果を次のとおり推定することとした。

- ① 森林組合等の各年度の素材生産量や生産額の増加分を推計する。
 - ② ①に林業機械等の導入のうち、同措置が動機付けとなった割合及び法人税率を乗じることで単年度における増収が期待できる法人税額を算出し、これを単年度における当該租税特別措置の効果とする。
 - ③ 林業機械等を導入した単年度だけ当該租税特別措置により減税されるが、林業機械等は導入した単年度だけ運用するものではないため、②の単年度の効果に耐用年数5年分を乗じたものを当該租税特別措置の効果とすることとした。
- これによると、いずれの年度についても、「増収が期待できる税額（5年分）」が減税見込額を上回るため、当該租税特別措置を是認できるものと考えられる。

なお、所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税の調査を行ったところである。

〔国税及び地方税の税収減是認効果〕

(法人、百万円)

年度 区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)
適用法人数		73	60	56	65	60	60	60
減税 見込 額	国税	128	125	107	71	101	101	101
	地方税	40	40	40	29	36	36	36
	計	168	165	147	100	137	137	137
増収 が期 待で きる 税額	国税	265	195	180	205	190	190	190
	地方税	42	25	23	26	25	25	25
	計	307	220	203	231	215	215	215

※ 所得税については、個人の林業者について把握するのは困難なため、森林組合等の法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税の推定を行った。

〔① 国税分〕

(法人、百万円)

年度 区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(推計)	(推計)	(推計)
適用法人数		73	60	56	65	60	60	60
減税見込額		128	125	107	71	101	101	101
期待できる生産額(増加分)		1,902	1,529	1,430	1,640	1,518	1,522	1,518
寄与度 (%)		13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%
増収が期待できる法人税額(5年分)		265	195	180	205	190	190	190

※ 「期待できる生産額(増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度 (%)」については、先に述べた平成25年度～平成29年度に林業機械等を導入した72組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

〔② 地方税分〕

(法人、百万円)

年度 区分	H26 (実績)	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (推計)	H31 (推計)	H32 (推計)
適用法人数	73	60	56	65	60	60	60
減税見込額	40	40	40	29	36	36	36
期待できる生産額 (増加分)	1,902	1,529	1,430	1,640	1,518	1,522	1,518
寄与度 (%)	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%	13.3%
増収が期待できる地方住民税額 (5年分)	42	25	23	26	25	25	25

※ 「期待できる生産額 (増加分)」については、林業機械等の導入により素材生産の労働生産性の実績値が目標値まで向上するものと仮定し、そのことにより増加した主・間伐材の数量に木材価格単価を乗じて推計したものである。

※ 「寄与度 (%)」については、先に述べた平成25年度～平成29年度に林業機械等を導入した72組合を対象としたアンケート調査により把握した「当該租税特別措置が該当となる林業機械等の導入の動機付けとなった割合」のことである。

※ 「増収が期待できる法人税額 (5年分)」 = 「期待できる生産額 (増加分)」 × 「寄与度 (%)」 × 「法人税率 (19%)」 × 5年 (「林業用設備」の耐用年数は5年 (国税庁) × 法人住民税率 (平成26年度までは17.3%、平成27年度以降は12.9%)

当該要望項目
以外の税制上の支援措
置

設備投資関連の税制として、商業・サービス業・農林水産業活性化税制がある。
商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置となっている。

予算上の措置等の要求
内容
及び金額

平成30年度
林業成長産業化総合対策のうち
・林業・木材産業成長産業化促進対策 (約123億円の内数)
・林業・木材産業金融対策 (約7億円の内数)

相
当
性

上記の予算上の措
置等と
要望項目との関係

森林組合等への設備投資に係る支援措置として、林業・木材産業成長産業化促進対策等の補助、林業・木材産業金融対策の制度金融がある。
しかしながら、林業機械等は、次のとおり、非常に高額であるため、これらの導入をより一層促進するためには、補助・融資を含めた一体的な措置を講じる必要がある。

また、素材生産に必要なグラップル等重機や、施業集約に欠かせない器具、ソフトウェア等については、補助・融資の対象となっていないことから、他の支援措置等との役割分担ができていない。

〔参考：林業機械等の金額〕

- フォワーダ (1,500万円前後)
- ハーベスタ (2,000～3,000万円)
- プロセッサ (1,500～2,500万円)
- スイングヤーダ (1,500万円前後)
- グラップル及びベースマシーン (1,500～2,000万円前後)
- ホイルローダー (1,100～2,000万円前後)
- タワーヤーダ (1,500～2,000万円)
- グレーダー (2,500万円前後)
- 森林GIS一式 (200～300万円前後)

出典：メーカー聞き取り調査結果

要望の措置の
妥当性

当該租税特別措置は、林業機械等の導入にあたり、他の支援措置に比べ予算上の制約が無く迅速に機能し、長・中期計画を勘案しながら検討が可能であるため適切な措置といえる。

また、森林組合等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、効率化が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
	対象者数	689	677	675	670	666
	特別適用件数 (件)	68	73	60	56	65
	減税見込額 (百万円)	34	40	40	40	29
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却 (単体法人) 道府県民税 : 4,453 事業税 : 36,271 市町村民税 : 13,498 合計 : 54,222 (連結法人) " : 78 " : 637 " : 237 " : 952</p> <p>○中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (単体法人) 道府県民税 : 868 事業税 : - 市町村民税 : 2,631 合計 : 3,499 (連結法人) " : 12 " : - " : 37 " : 49 (単位 : 百万円、適用業種全体の影響額であること。)</p> <p>適用人数については、「地方税法」に定められた「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書適用実態調査の結果に関する報告書」において、「適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置ごとの影響額(道府県民税、事業税、市町村民税、地方税法人特別税)の状況」を確認したところ、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書に基づき推計されたものであり、林業者全体の適用者数を把握することが困難であるため、森林組合等における適用人数を把握する必要性があり、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に行ったところである。</p>					
	税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量もH16 : 2,681 千m ³ から、H25 : 4,520 千m ³ 、H27 : 5,430 千m ³ へと着実に拡大している。				
前回要望時の達成目標	本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。 [10年後(平成32年)の労働生産性] 主伐 11~13m ³ /人日以上 間伐 8~10m ³ /人日以上					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、平成28年度実績で所期の目標に対する達成度合は、7割程度を維持しているところである。 このことは、森林組合等には、地域における林業ないし森林管理の中心的担い手としての役割や、過疎・高齢化の進んだ山村地域における主要な雇用の確保主体としての役割等を担っており、単に営利性や効率性を求めていることが、多様な要因の一つと考えられる。					
これまでの要望経緯	平成10年度 倉設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備の拡充〔普通自動車 : 車両重量8t以上→3.5t以上〕 平成12年度 1年間の延長〔平成13年5月までの適用期限の延長〕 平成13年度 10ヵ月の延長〔平成14年3月までの適用期限の延長〕 平成14年度 2年間の延長〔対象設備(機械・装置)の取得価額引き下げ] 取 得 : 230万円以上→160万円以上 リース : 300万円以上→210万円以上 平成16年度 2年間の延長〔対象設備(器具・備品)の取得価額引き上げ] 取 得 : 100万円以上→120万円以上 リース : 140万円以上→160万円以上 平成18年度 2年間の延長 〔対象資産に一定のソフトウェア、デジタル複合機を追加し、電子計算機以外の器具・備品を除外〕 平成20年度 2年間の延長 平成22年度 2年間の延長 平成24年度 2年間の延長〔対象設備(器具・備品)に誘導機器等を追加し、デジタル複合機の範囲を見直した〕 平成26年度 3年間の延長〔生産性向上に資する設備に対する投資への優遇措置を拡充〕 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長					
		ページ	25 — 5			